

A 級仕切り貫通部の承認試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

A 級仕切り貫通部の承認試験に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 9.3.1 規則においては、A 級仕切りの貫通部に対して IMO 火災試験方法コード (FTP コード) に基づく承認試験が要求されている。当該 FTP コードでは、鋼製スリーブを使用する一般的な A 級仕切り貫通部を対象とした試験を規定しているが、特殊な A 級仕切り貫通部であっても追加の試験を行った場合にはその使用が認められている。

IACS は、薄肉の鋼製スリーブ等を使用する特殊な A 級仕切り貫通部について、耐摩耗性や気密性を評価するための追加の要件を定め、2013 年 2 月に統一解釈 FTP6 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 FTP6 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

薄肉の鋼製スリーブ等を使用する特殊な A 級仕切り貫通部については、IACS 統一解釈 FTP6 による旨規定した。